



平成29年5月8日

各 位

会社名 株式会社 MARUWA
代表者 代表取締役社長 神戸 誠
(コード番号 5344 東証・名証第1部)
問合せ先 管理本部長 及位 環
(TEL 0561-51-0839)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年5月8日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を平成29年6月22日開催予定の第44期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の交付のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

なお、平成13年6月26日開催の第28期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額180百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額180百万円以内といたします。

なお、各対象取締役への支給回数は、上記の年額の範囲内において各人の取締役としての在任期間(再任後の在任期間を含む)を通じて1回のみとし、各対象取締役毎に、原則として本制度導入後の最

初の任期において付与することとしますが、その具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行または処分する普通株式の総数は、年30,000株以内（ただし、本制度に関する議案の決議日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数をその比率に応じて合理的に調整できるものとし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と当該普通株式の発行または処分を受ける予定の対象取締役との間において、①対象取締役は、一定期間、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること及び③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除の条件などをその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。

なお、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式については、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上